

合理的配慮の申請に関するガイド

1. このガイドについて

本ガイドは、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供の流れと専門学校の方針が示されています。申請はヘルスサポートセンターでのヒアリングと所属学科、教育・学生支援部との面談を通して行います。申請を考えている学生は担任もしくは学科教員に相談するか、直接ヘルスサポートセンター受付か、教育・学生支援部で希望を申し出てください。

2. 専門学校における修学上の配慮とは

『障害者の権利に関する条約』（通称：障害者権利条約）及び『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』（通称：障害者差別解消法）に規定されている「合理的配慮」として、実施されます。

3. 合理的配慮とは

障がいのある学生が、修学上の活動（授業・試験だけでなく、合同企業セミナーやスポーツ大会、学園祭などの学校行事への参加、キャンパス内の施設や設備に関することも含まれます）への参加に困難がある場合、学校が過度な負担にならない程度において、必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、社会的障壁となっているものの除去（代替え手段や意思疎通支援の提供）により、他の学生と同じように、教育を受ける権利や、機会を保障することであり、優遇措置ではなく、原則として、成績評価は（合理的配慮を行った上で）他の学生と同じ基準で行うこととなります。

4. 対象となる学生

本校で合理的配慮を提供する対象となる学生は、聴覚障がい、視覚障がい、肢体不自由、内部障がい、発達障がい・精神障がい、その他の心身の機能の障がいがある学生であって、障がい及び社会的障壁により継続的に相当な制限を受ける状態にある学生が対象です。いわゆる障がい者手帳の所持者には限りません。

5. 根拠資料の必要性

原則として、障がいの状況を適切に把握するため、学生から障がいの状況に関する根拠資料の提出をお願いします。ただし、内容により、資料の提出が困難な場合もありますので、申請時に全て揃える必要はありません。社会的障壁の除去の必要性が明白である場合には、根拠資料を取得する上での支援を行うだけでなく、資料の有無に関わらず、合理的配慮の提供について検討することもあります。

6. 合理的配慮の内容と決定

高校以前の特別支援教育とは異なり、修学上の配慮を受けたいという学生本人からの意志表明が必要となります。合理的配慮の内容は前例や障がいの種類によって一律に定められるものでは

なく、個別に建設的対話により決定され、申請以降に実施される配慮が対象となる前方向的な制度であり、過去に遡っての配慮（例：何らかの障害・疾患等を理由とした過去の欠席に対する配慮や成績の見直し）は原則対象外となります。

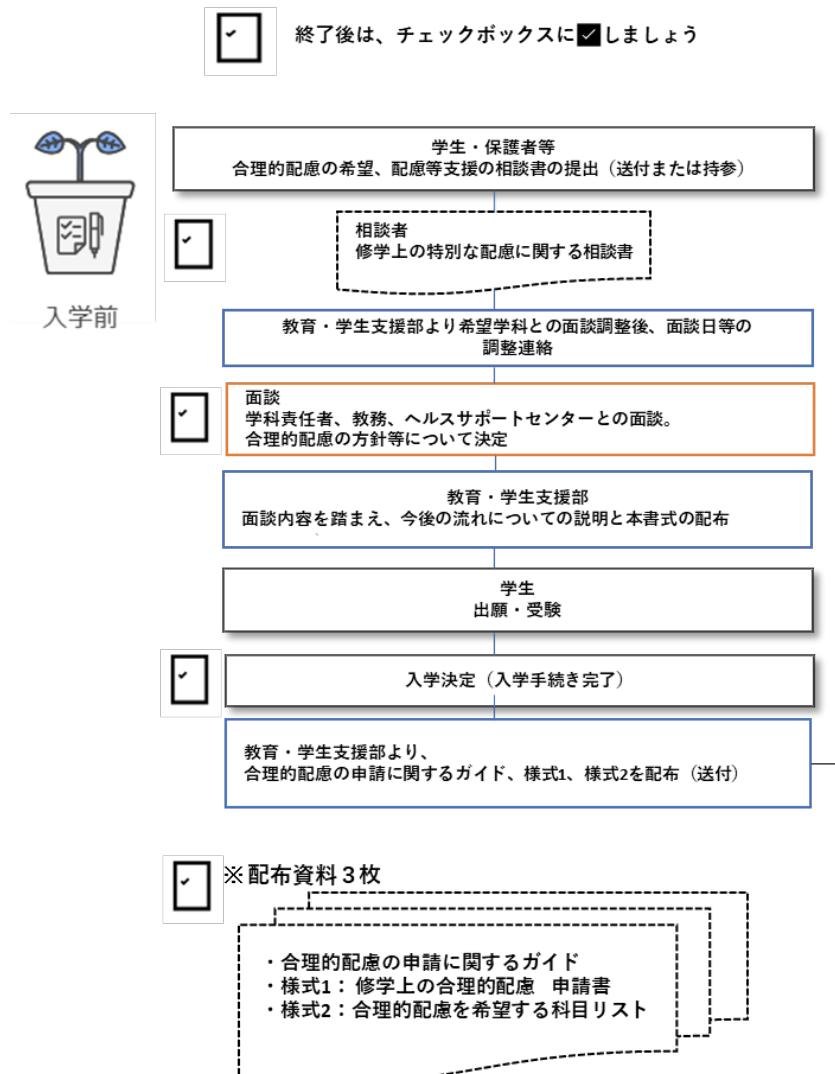
また、希望する配慮については、対話を通して可能な限り実現可能な解決策を考え、配慮の提供後も継続してモニタリングを続け、状況に応じて配慮内容の見直しを行うことも可能です。

7. 合理的配慮申請の流れ（入学後申請）

- ① 申請準備：担任もしくは学科教員に相談するか、直接ヘルスサポートセンター受付か、教育・学生支援部で希望を申し出てください。障がいの様子が分かる資料があればお持ちください。
- ② 申請内容聞き取り：ヘルスサポートセンターで希望している配慮の内容をうかがい、所属する学科の教員と、面談の調整をします。
- ③ 配慮内容の相談：面談において、学生と学校の教育提供や学生支援等の関係者が、建設的対話により具体的な配慮内容の合意形成を図ります。面談は学科の教員と教育・学生支援部職員と行います。状況により、保護者または保証人にも同席していただきます。
- ④ 配慮提供の検討：面談終了後、配慮の提供内容の方針について教育・学生支援部で明文化（依頼書）し、関係者が確認します。場合により、校医など医療従事者とも情報共有し、必要な支援について確認をします。
- ⑤ 配慮提供の承認：配慮の提供内容（依頼書）について、副校長、教育・学生支援部長、および学生が所属する学科のカレッジ長が承認します。
- ⑥ 配慮提供の伝達・周知：教育・学生支援部より、学生が所属する学科教員に、依頼書が周知されます。
- ⑦ 合意形成：依頼書に基づき、学科教員と各科目担当者が検討した具体的配慮内容について合意形成（署名）を完了します。
- ⑧ 配慮提供後のフォロー：担任、教育・学生支援部、ヘルスサポートセンターで定期的なモニタリングを行ってその後の状況を把握し、適切かつ有効な支援が行われているかを確認します。その上で、学生または担任の申し出に基づき、見直しを行います。

※入学前の合理的配慮申請については、次ページ「合理的配慮 入学前申請者フロー」をご参照ください。

修学上の特別な配慮に関する相談の流れ（入学決定前）



修学上の特別な配慮に関する相談の流れ（入学決定後）

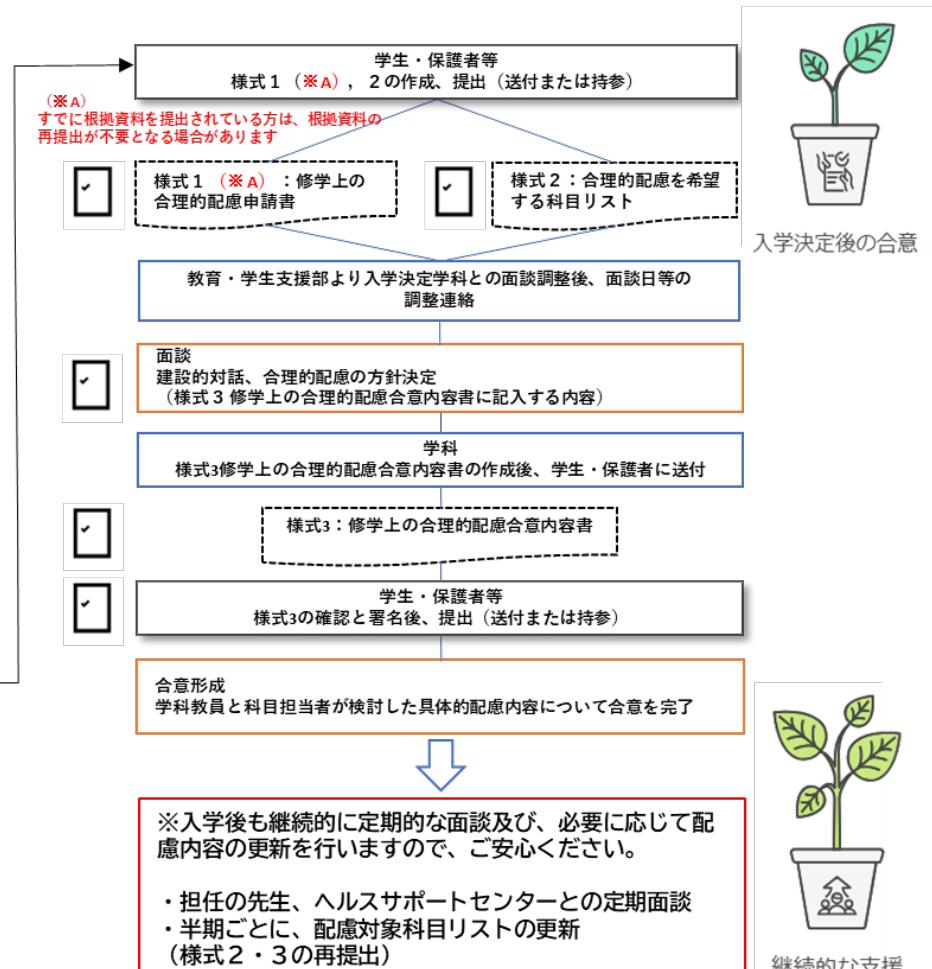


図 合理的配慮の申請の流れ

【問合せ先】
日本工学院専門学校 教育・学生支援部学生課 03-3732-1483
日本工学院八王子専門学校 教育・学生支援部学生課 042-637-3119

8. 相談窓口（ヘルスサポートセンター）

合理的配慮に関する相談はヘルスサポートセンターで受け付けています。

ヘルスサポートセンターは、学生の皆さんを健康面からサポートするため、医務室と学生相談室が連携し、「からだの健康」「こころの健康」「障がい支援」などについて、相談できる体制を作っています。有意義な学生生活を送るためには心身の健康が土台であり、皆さんの健康管理の確立に向けて私たちはお手伝いいたします。

○八王子キャンパス・厚生棟1F

学生相談室の直通電話 : 042-637-1014

学生課の直通電話 : 042-637-3119

医務室の直通電話 : 042-637-1054

○蒲田キャンパス・3号館9F

学生相談室の直通電話 : 03-3732-1275

学生課の直通電話 : 03-3732-1483

医務室の直通電話 : 03-3732-1120